

平成23年第2回砂川市議会臨時会

平成23年5月9日（月曜日）第1号

○議事日程

- 臨時議長挨拶
- 開会宣告
- 開議宣告
- 仮議席の指定
- 日程第 1 選挙第 1号 議長選挙について〔議長就任挨拶〕
- 日程第 2 会議録署名議員指名
議事日程報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について〔副議長就任挨拶〕
- 日程第 5 議席の指定
- 日程第 6 市長挨拶
- 日程追加 議案第 7号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1号 常任委員及び議会運営委員の選任について
〔正副委員長互選報告〕
- 日程追加 常任委員会委員辞任について
- 日程第 8 選挙第 3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 9 選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第10 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について
- 日程第11 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 日程第14 議案第 2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第 3号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第 4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第18 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第19 議案第 6号 議員の派遣について
- 日程追加 調査第 1号 所管事務の調査付託について
- 継続第 1号 総務文教委員会継続審査
- 継続第 2号 社会経済委員会継続審査

継続第 3号 議会運営委員会継続審査

○本日の会議に付した事件

日程第 1 選挙第 1号 議長選挙について〔議長就任挨拶〕

日程第 2 会議録署名議員指名

北谷 文夫議員

一ノ瀬弘昭議員

日程第 3 会期の決定

自 5月 9日
至 5月 9日 1日間

日程第 4 選挙第 2号 副議長選挙について〔副議長就任挨拶〕

日程第 5 議席の指定

日程第 6 市長挨拶

(日程追加)

議案第 7号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 1号 常任委員及び議会運営委員の選任について

〔正副委員長互選報告〕

(日程追加)

常任委員会委員の辞任について

日程第 8 選挙第 3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

日程第 9 選挙第 4号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙について

日程第 10 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙について

日程第 11 選挙第 6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

日程第 12 選挙第 7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

日程第 13 選挙第 8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

日程第 14 議案第 2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

日程第 15 議案第 3号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 16 議案第 4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 17 報告第 1号 専決処分報告について

日程第 18 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて

日程第 19 議案第 6号 議員の派遣について

(日程追加)

調査第 1号 所管事務の調査付託について

継続第 1号 総務文教委員会継続審査

継続第 2号 社会経済委員会継続審査
 継続第 3号 議会運営委員会継続審査

○出席議員（14名）

議 長 東 英 男 君	副議長 飯 澤 明 彦 君
議 員 一ノ瀬 弘 昭 君	議 員 増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君	水 島 美喜子 君
多比良 和 伸 君	増 田 吉 章 君
土 田 政 己 君	小 黒 弘 君
北 谷 文 夫 君	尾 崎 静 夫 君
沢 田 広 志 君	辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
兼 建 設 部 長	小 熊 豊
市 立 病 院 長	角 丸 誠 一
総 務 部 長	井 上 克 也
兼 会 計 管 理 者	栗 井 久 司
市 民 部 長	金 田 芳 一
経 済 部 長	山 梨 政 己
建 設 部 技 監	小 俣 憲 治
建 設 部 審 議 監	佐 藤 進 繁
市 立 病 院 事 務 局 長	古 木 信 繁
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	湯 浅 克 己
総 務 課 長	
広 報 広 聴 課 長	

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教	育	長	四反田	孝治
教	育	次長	森下	敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	角丸誠一
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開会 午前10時07分

○議会事務局長 河端一寿君 おはようございます。事務局長の河端でございます。

本日は、一般選挙後初めての議会ですので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、東英男議員が年長ですので、ご紹介申し上げます。

議長席の方へお願いします。

◎臨時議長挨拶

○臨時議長 東 英男君 おはようございます。ただいまご紹介いただきました東英男であります。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、今回の東日本大震災で亡くなられました方々へ黙祷をささげたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

ご起立願います。黙祷。

[黙 祷]

ありがとうございました。ご着席願います。

◎開会宣告

○臨時議長 東 英男君 ただいまから平成23年第2回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○臨時議長 東 英男君 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長 東 英男君 議事進行上、仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○臨時議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第1 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長 東 英男君 日程第1、選挙第1号、議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。
議場の入り口を閉めます。

◎動議の提出

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長 東 英男君 はい、どうぞ、小黑議員。

○小黑 弘議員（登壇）議長選挙に関しては、指名推選で行うべきだと私は思っています。今投票というお話でしたけれども、実は私は、これから議長、副議長という選挙が行われるわけですが、先ほど世話人の話の中での、1人の会派ですから、3人の話がありました。その中で申し上げたのは、一つの会派から議長と副議長を出すということはいかがかというようなお話をした結果があります。ただ、その話し合いも途中で切られてしまいまして、結果的にはこういう状況になっているのですが、ここで投票するということはその人物を評価するということにもなりかねません。ですから、投票の前にぜひこの辺のお話をまずさせていただきたいというのとあわせて、議長に関しては指名推選で何とかいける方法はないかというふうに、議長というのは本当に砂川市議会の代表する人ですから、できれば全員が推薦できるような方になっていただきたいというふうな思いがありますので、そのような動議を出したいと思っておりますが、ご賛同いただければと思います。

○臨時議長 東 英男君 ただいま小黑議員から指名推選の動議が出てまいりました。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議長の件は異議なしということで、指名推選でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程第1、選挙第1号 議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することとしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に東英男議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました東英男議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました東英男議員が議長に当選されました。

議長に当選しました東英男議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、私のほうから一言ごあいさつを申し上げます。

○議長 東 英男君（登壇） 一言ごあいさつを申し上げます。このたび不肖私、議員の皆様方の推挙によりまして市議会議長、要職につくことになりましたことは、まことに身の余る光栄でありまして、衷心より感謝申し上げるとともに、この重責を痛感している次第でございます。私はもとより浅学非才でございますが、市勢の発展、市民福祉の推進と議会の円滑な運営のため、懸命の努力をいたす覚悟でございます。何とぞ先輩、同僚皆様方、理事者皆様方の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。

◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長 東 英男君 日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び一ノ瀬弘昭議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 会期の決定

○議長 東 英男君 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、5月9日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

◎日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長 東 英男君 日程第4、選挙第2号 これより副議長の選挙を行います。

この選挙は投票で行います。
議場の入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

ただいまの出席議員は14人です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 ご記入願います。

それでは、名前を申し上げます。議長席から見まして前列の左側から投票をお願いいたします。

飯澤明彦議員、一ノ瀬弘昭議員、質問席を挟み、右側へいきまして小黒弘議員、尾崎静夫議員、北谷文夫議員、2列目にいきまして、左から沢田広志議員、多比良和伸議員、辻勲議員、土田政己議員、増井浩一議員、増田吉章議員、増山裕司議員、水島美喜子議員、東英男議長。

以上であります。

〔投票〕

○議長 東 英男君 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に増山裕司議員及び増井浩一議員を指名いたします。

両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票、これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち有効投票 14 票、無効投票ゼロ。有効投票中、飯澤明彦議員 12 票、土田政己議員 1 票、小黒弘議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

したがって、飯澤明彦議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました飯澤明彦議員が議長におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により告知いたします。

ここで、飯澤明彦議員のごあいさつをお願いいたします。

○副議長 飯澤明彦君（登壇） 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび砂川市議会副議長の栄職につかせていただくことになり、この上もない光栄に存じ、また感謝いたします。同時に、その任務の重大さを痛感してまいります。東議長のもと、先輩、同僚議員の皆様方のご支援、ご協力をいただき、一生懸命務めさせていただくつもりでございます。どうかよろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願いいたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎日程第 5 議席の指定

○議長 東 英男君 日程 5、議席の指定を議題といたします。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、お手元に配付した議席表のとおりであります。

それぞれの席にご着席願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 32 分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第 6 市長挨拶

○議長 東 英男君 日程第 6、善岡市長からあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

○市長 善岡雅文君（登壇） おはようございます。改選後の初議会でございますので、私のほうから、お時間をいただきまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員の皆様につきましては、少数激戦の大変厳しい選挙を戦って当選されました。心か

からお喜びを申し上げます。私につきましては、1期目にもかかわらず多くの方のご支援をいただき、無投票当選となりました。民主主義の選択肢としてこれでよいのだろうかという問題もございますけれども、この審判は4年後に受けるものと考えております。立起表明以来私が常々申し上げてきましたのは、国も地方もこんなに厳しい時代、まちを二分しての選挙がいいのだろうか、右も左もないと、何とか市民一丸となってこのまちをつくっていけないだろうかというものでございました。

今国の状況を見ますと、1つは破綻状況に近い国の財政、2つ目は先進国に例のない超高齢化社会の到来、3つ目はデフレ経済の進行でございます。今民主党政権の中で閣議決定されておりますのは、25年までは交付税の総額を確保しましょうというものでございました。ただ、ことしの大震災、恐らく23年からは地方交付税のうち特別交付税については手がついてくるだろうというふうに考えております。また、超高齢化社会、砂川市の高齢化率も10年後には40%になると言われております。それと、デフレ経済の進行があります。デフレとは、消費が落ち、物が売れないと、物が売れないから給料が落ちる、給料が落ちるから物がまた売れないというもので、この原因は何かといいますと、少子化による総人口の減少、その総人口の減少よりさらに落ちているのが15歳から64歳までの統計学的には生産者人口と言うのですけれども、わかりやすく言えば消費者人口、この一番消費する年代の人口の落ち方が総人口の減少よりもさらに落ちていると、今問題になるのはこの超高齢化社会の到来と消費者人口の減少にどう地方が対応していくかということでございます。

なかなか地方だけで対応できる問題ではございませんけれども、選挙の中で私が申し上げましたのは、超高齢化社会の対応としては地域で高齢者を支え合う仕組み、いわゆる地域コミュニティの最小単位である町内会、そして社会福祉事業者や企業の社会貢献、NPO法人などの事業者、そして行政、この3者で地域を支え合う仕組みをつくっていけないだろうか。もう一つは、消費者人口の減少です。砂川市は、中小企業の割合が高いわけでありまして。何とか必要な公共事業を実施して、中小企業による従業員の確保をしていただきたいと、この雇用の確保により所得の確保、税収の確保、消費へとつなげていきたいと。このほかいろいろございますけれども、それにつきましては6月の政策予算の中で、または執行方針の中で申し述べていきたいと、このように考えております。私が目指すまちづくりは市民、団体との協働による行政でございます。私を先頭に、職員と市民が一丸となってこのまちをつくっていききたいと、一緒になってまちの中に出ていききたいと、このように考えておりますので、どうか議員の皆様のご理解をお願いしたいということを申し上げます、初議会に当たってのあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございます。

◎日程の追加

○議長 東 英男君 ここで、増田吉章議員外 2 名から砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが提出されております。

お諮りします。

砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第 1 議案第 7 号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 東 英男君 追加日程第 1、議案第 7 号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

増田吉章議員。

○増田吉章議員（登壇） ただいま上程されました議案第 7 号 砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

改正の理由ですが、議会運営委員会委員の定数を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります、砂川市議会委員会条例第 4 条第 2 項中「5 人」を「3 人」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 提案者並びに賛成者に質疑をさせていただきます。

このたびは議会運営委員会の定数を 5 人から 3 人に改めるという形になるわけですが、3 人というのはまことに少ない数でありまして、本来議運というのはいろいろな議会運営上の話、あるいはうちの砂川市議会の議運というのはこれまでも議員定数のことだとか、それから議会改革等いろいろな重要なことも話し合ってくる委員会であったわけで、5 人から 3 人ということになっていきますと、今まで通例でいけば 3 人の中からまず委員長を選出しますね、その次に副委員長を選出するわけです。すると、残り 1 人の委員さんしかいないという形になるわけですが、これで実際議会運営委員会が会議が回っていくの

かどうかということをもまずご質問をさせていただきたいのと、それからなぜ5人から3人になってしまったのかというお話をぜひお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 増田吉章議員。

○増田吉章議員 議会の規約等々の定めでは、一応原則として会派制をとっております。現在会派が3つであります。したがって、その会派の代表がまず議会運営委員になるという形で3名ということになります。質問者ご案内のとおり、1人会派の方も3名いらっしゃいます。その方に、みなし会派という条項もありますので、そのみなし会派をつくって出てくださいということも言いましたけれども、それについてはできないということでありましたし、3人おる議会運営委員と同時に傍聴という形で、発言権もないわけですが、決定権もないわけですが、傍聴という形はその1人会派の方々にも門戸を開きたい。小黑議員が言いました懸念なり疑念については、私も同感でありますので、今後その点についても検討していきたいなと、議員の中で検討していきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長 東 英男君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 提案者も懸念をされているというお話だったのですが、であれば条例を制定される前にもう少しいろいろな調整なり、その疑念というか、懸念を払拭するような動き方が必要であったのではないかとこのように私は思うのですが、とりあえず先ほども言いましたとおり、砂川市議会の議運というのはただ会期日程を決めたり、そういうことではないのです。それ以上はかなり重要な会議をする議会運営委員会という役割を持っています。そこで、先ほども言ったとおりの委員長、副委員長、残りが1人、これは余りにも、会議体としては本当に余りにも少な過ぎるのではないかとこのように思うわけです。少なくとも議運の委員長さんというのは、まずはその委員会を取り仕切っていかなければならないお立場です。副委員長さんは、委員長が何かあったときには即交代をしたり、委員長の発言のときは交代したり、なかなか発言の機会が恵まれないお二人だと思っております。次は、残りはたった1人になってしまうわけですから、ここで大事な議運というものを回していくというのはとても大変なことになるだろうというふうに思うのですが、というより会議をするという、その仕組みそのものが3人ではまず無理なのではないかなというふうに思っているのですが、この条例を制定、今もう提案されていますが、これ1度撤回されて、もう一度もう少し定数を改正前の5人に近づけるようなご努力というようなことはされるおつもりはないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 増田吉章議員。

○増田吉章議員 撤回しての再提案ということについては、考えておりません。先ほども言いましたけれども、小黑議員の言われる懸念あるいは疑念が残らないような議運の運営に努めたいと、最大限努めたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたい

と思います。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 最後にお伺いしますが、提案者の今お話のあるこの3人によって懸念が提案者も考えられるとお話がありましたが、その懸念とおっしゃるのはどういう場面、あるいはどういう懸念なのかをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 増田吉章議員。

○増田吉章議員 懸念と申しましたのは、3人という数のことが1つありますし、会派代表ということになりますので、会派でないそれ以外の方の意見をどう集約するかということが一番大事なことになるかなと、その点を置き忘れますとその会派だけで走ってしまうということも批判されても仕方ない。その辺を1人会派の方々のご意見も参酌できるような3人だと思っておりますので、そのまま3人でもいけるのかなというふうに思っておりますけれども、懸念というふうに私自身感じておりますのは、さっき言った数の問題と、それと全体の、全体といっても14名しかおりませんので、そのの方々のご意見を大事にするといいますか、そのことをやっていければ何とかできるのではないかとということでご提案申し上げました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 東 英男君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

ただいま挙手された方の中で、原案に賛成の討論を行う方は、もう一度挙手願います。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に反対の討論を行う方は、もう一度挙手願います。

〔挙手する者あり〕

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) ただいま提案されました砂川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論をいたします。

今私の質疑でもお話を申し上げましたが、これまでは委員会条例、議運の定数ですけれども、5人であったところを3人ということになります。先ほどから質疑の中でも言っているとおり、余りにも3人という数字は会議体としては少ない数字であると私は考えます。とても大切な議会運営委員会を構成する委員が3人ということでは、なかなか公正あるいはいい形での議論というのが取り進められないのではないかとということがあります。ここをふやしていくいろいろなことは、当然できるはずだったというふうに思います。ただ会派が3つだから、その会長が議運の委員になるという全くそのままの流れの中で今回3人というごくごく少ない委員会ができ上がってしまったということに対して、私はぜひ

ともこれは撤回をしていただきながら、さらなる努力をぜひしていただきたいというふう
に思いましたが、提案者のほうからは撤回あるいは見直しはできないというお話でありま
したので、私は反対をいたしたいと思います。

議員各位のご賛同をぜひいただければと思って終わります。

○議長 東 英男君 これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、ただいま可決されました議案第7号の告示が必要なため、議事の進行上、暫時
休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時18分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

ここで、さらに協議が必要なため、午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時18分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第7 議案第1号 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長 東 英男君 日程第7、議案第1号 常任委員及び議会運営委員の選任について
を議題といたします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名しま
す。

総務文教委員に飯澤明彦議員、増山裕司議員、北谷文夫議員、沢田広志議員、多比良和
伸議員、小黒弘議員、辻勲議員、社会経済委員に東英男議員、増田吉章議員、一ノ瀬弘昭
議員、尾崎静夫議員、増井浩一議員、水島美喜子議員、土田政己議員、議会運営委員に増
田吉章議員、尾崎静夫議員、沢田広志議員、以上のとおり指名します。

◎日程の追加

○議長 東 英男君 お諮りします。

ここで、常任委員会委員辞任についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とする
ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 常任委員会委員辞任について

○議長 東 英男君 追加日程第2、常任委員会委員辞任についてを議題とします。

ただいま選任されました常任委員会委員のうち、当職につきましては選任されました社会経済委員会委員を辞任したいと思いますのですが、このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に2常任委員会及び議会運営委員会を開会して正・副委員長を互選し、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時50分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

2常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告します。

総務文教委員会委員長に辻勲議員、同副委員長に小黒弘議員、社会経済委員会委員長に一ノ瀬弘昭議員、同副委員長に水島美喜子議員、議会運営委員会委員長に増田吉章議員、同副委員長に沢田広志議員、以上のとおり決定しましたので、報告します。

◎日程第8 選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙について

○議長 東 英男君 日程第8、選挙第3号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

砂川地区広域消防組規約第5条第2項の議員に東英男議員を、同条第3項の議員に辻勲議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました東英男議員を砂川地区広域消防組合同規約第5条第2項の議員に、辻勲議員を同条第3項の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定しました。

ただいま当選されました東英男議員及び辻勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第9 選挙第4号 砂川地区保健衛生組合同議会議員の選挙について

○議長 東 英男君 日程第9、選挙第4号 砂川地区保健衛生組合同議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにしたいと思えます。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

砂川地区保健衛生組合同規約第6条第2項の議員に東英男議員を、同条第3項の議員に一ノ瀬弘昭議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました東英男議員を砂川地区衛生保健組合同規約第6条第2項の議員に、一ノ瀬弘昭議員を同条第3項の議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名しましたとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました東英男議員及び一ノ瀬弘昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第10 選挙第5号 中空知広域市町村圏組合同議会議員の選挙について

○議長 東 英男君 日程第10、選挙第5号 中空知広域市町村圏組合同議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域市町村圏組合同規約第5条の議員に東英男議員、辻勲議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました東英男議員、辻勲議員を中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました東英男議員、辻勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第11 選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長 東 英男君 日程第11、選挙第6号 中空知広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

中空知広域水道企業団規約第5条の議員に東英男議員、一ノ瀬弘昭議員、水島美喜子議員、土田政己議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました東英男議員、一ノ瀬弘昭議員、水島美喜子議員、土田政己議員を中空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました東英男議員、一ノ瀬弘昭議員、水島美喜子議員、土田政己議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第12 選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙について

○議長 東 英男君 日程第12、選挙第7号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選とし、議長が指名したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

石狩川流域下水道組合規約第5条の議員に東英男議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました東英男議員を石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました東英男議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

◎日程第13 選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長 東 英男君 日程第13、選挙第8号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名することにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約第7条及び8条の議員に東英男議員、一ノ瀬弘昭議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました東英男議員、一ノ瀬弘昭議員を中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、ただいま指名したとおり当選人を決定いたしました。

ただいま当選されました東英男議員、一ノ瀬弘昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

〔総務部長退場〕

再開 午後 2時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第14 議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第14、議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第2号 副市長の選任につき同意を求めることについてでございますが、砂川市副市長、小原幸二氏は平成23年5月10日をもって任期が満了となりますので、地方自治法第162条の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

記名してございます角丸誠一氏を選任いたしたいと存じます。

裏面に履歴等が記載されておりますが、角丸君は昭和48年3月、滝川工業高等学校を卒業後、同年4月、砂川市役所に奉職いたしまして、現在まで記載のような職を歴任し、平成22年4月から総務部長兼会計管理者兼選挙管理委員会事務局長として現在に至っております。勤務については、極めて職務に忠実で、精励をし、実績を上げているものであり、適任と考え、ここに提案を申し上げる次第でございますので、ご同意方よろしくお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

〔総務部長入場〕 〔総務部長あいさつ〕

〔市民部長退場〕

再開 午後 2時04分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第15 議案第3号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第15、議案第3号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第3号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、砂川市教育委員会委員でございます四反田孝治氏から平成23年5月10日付で辞職の申し出がございました。

これを受理いたしましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、次の者を任命いたしたいと存じます。

記名してございます井上克也氏を任命いたしたいと存じます。

裏面に履歴等が記載されておりますが、井上君は昭和47年3月、砂川南高等学校を卒業後、同年4月、砂川市役所に奉職いたしまして、現在まで記載のような職を歴任し、平成17年4月から市民部長で現在に至っております。勤務については、極めて職務に忠実で、精励をし、実績を上げているものであり、適任と考え、ここに提案を申し上げる次第でございますので、ご同意方よろしくお願いをいたします。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

〔市民部長入場〕 〔市民部長あいさつ〕

再開 午後 2時08分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第16 議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第16、議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、尾崎静夫議員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

〔尾崎静夫議員退場〕

再開 午後 2時08分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) ただいま上程をいただきました議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、砂川市監査委員、辻勲氏は平成23年4月30日をもって任期を終了いたしましたので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、次の者を選任いたしたいと存じます。

氏名の欄に尾崎静夫氏と記載をいただきたいと存じます。

現職の議員でございますので、履歴等につきましては省略をさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

この際、退席した尾崎静夫議員の入場を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

〔尾崎静夫議員入場〕

再開 午後 2時10分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第17 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 東 英男君 日程第17、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により議会の委任により指定されている専決事項について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会にこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の支払いについてであります。

裏面をお開きいただきたいと存じます。専決処分であります。公用車による自動車事故損害賠償金を下記のとおり支払うものであります。事故発生年月日は、平成23年1月18日火曜日午前9時55分ごろ。事故発生場所は、砂川市西6条北3丁目、西6条北通りと北3丁目通りの交差点内でございます。相手方の住所、氏名並びに車両名は、記載のとおりであります。当市の運転手は、記載のとおりであります。当市の車両名は、日産ADバン、札幌400ぬ72-20でございます。事故の概要は、当市車両が社会教育業務のため図書館車庫から出庫し、西6条北通りを北進中、北3丁目交差点内において、一時停止を怠り北3丁目通りを西方向へ直進してきた相手車両と衝突した事故でございます。過失割合は当市車両が20%、相手方車両が80%で、示談年月日は平成23年3月15日であり、賠償金は3万4,000円であります。支払い先は、札幌市中央区北4条西1丁目1番地、全国共済農業協同組合連合会北海道支部であります。賠償金につきましては、北海道自動車共済協同組合から全額の3万4,000円が補てんされるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

◎日程第18 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第18、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 (登壇) 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

ご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、平成23年3月25日であります。

専決処分の理由であります。平成22年度一般会計補正予算について、平成23年東北地方太平洋沖地震による被災地への支援を行うため、平成22年度同会計予算の補正を要するが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、当該予算を専決処分により補正したので、承認を求めるものであります。

裏面をお開きいただきたいと存じますが、今回の補正は第9号となります。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,332万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億3,944万4,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明欄の頭に二重丸を付してあるのは新規事業であります。10ページ、2款総務費、1項1目一般管理費で二重丸、東北地方太平洋沖地震被災地支援に要する経費540万円のうち地震被災地義援金500万円の補正は、本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により東北地方を中心として未曾有の被害が発生したことから、義援金を送ることで被災者を支援することとしたところであります。義援金は、日本赤十字社砂川地区を通じて3月31日に支出しております。また、義士友好親善都市義援金40万円の補正は、全国の義士友好親善都市25市区町が災害時に物資供給や人的支援を受けられるよう、災害応急対策活動の相互応援に関する協定を締結しているところであり、今回の地震では岩手県一関市、茨城県笠間市、同じく桜川市、栃木県大田原市の4市が被災いたしました。死者、不明者はなかったものの負傷者や家屋被害等があったため、義援金を送ることとしたところであります。義援金は、各市に対しそれぞれ10万円を3月31日に支出しております。

同じく1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費で財政調整基金積立金1億3,792万4,000円の補正は、財政調整基金の積み立てにより財源調整を行うものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。10款地方交付税の補正1億4,332万4,000円は、特別交付税の確定によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 質疑をさせていただきます。

まず、東北地方太平洋沖地震に対する義援金の関係ですけれども、3月31日に支出というお話を今されています。この義援金が決定するまで、額が決定するまで周辺市町と比べると大分遅くなったという市民の声がありまして、何日間かのおくれなのですけれども、その辺の砂川市の場合この義援金を決定するまでにちょっと時間を要した理由と、それからなぜ500万だったのかなのですけれども、これも周辺市町では大分金額の多寡がありますので、500万円を義援金と決めていった根拠みたいなものがあるならば、お伺いをしたいと思います。

それで、最後になのですが、少し総括的なお話として、今回の東北地方太平洋沖地震、東日本大震災とも呼ばれていますけれども、義援金ばかりではなく、それこそ他市町では被災者の方々が公営住宅に来てみたりだとか、そういうようなこともあったという報道がされていますが、砂川市の場合というのはそういう義援金以外の実績みたいなものというのはこれまで何らかあったのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 3点ほどご質問がございました。

義援金のまず関係でございますけれども、義援金の額の決定が遅かったのではないかというようにお話がございました。砂川市で意思決定したのは、最終的には3月25日というのが市長で決定をした日であります。それ以前には、3月14日の日に議会運営委員会に専決処分に対応したいと、3月定例会は3月15日まででありました。ただ、他市の市議会ではまだ会期中という中で、中空知管内でいけば義援金を決めて、会期内に義援金の額を決定していったという経緯があるかと思えます。当市の場合、先ほど義援金以外といいますか、義士友好親善都市というところの被害状況もあわせて義援金を出そうという考え方がございました。そこの被害地の状況というのは、3月14日にまず第1報は来ましたが、それ以降先がちょっと詳細がなかなかつかめなかったと。それは、赤穂市が事務局になっているわけなのですけれども、第1報のみで、その後は来なかったということから、こちらで被害状況を調べたりなんだりしたという状況がございます。それで、義援金の額を判断するという部分で多少時間がかかったところはあります。

あと、義援金の額の部分につきましては、過去のには奥尻でありました南西沖、平成5年ですけれども、このときには50万円、阪神・淡路の平成7年のときには100万円という額を義援金として当市では出しております。今回の場合は、東北3県はまだしも広範囲に及ぶという、かなり被害が甚大でありますから、額的に定めは何ぼというものはございませんが、砂川市の支援としては500万円というところが妥当だろうという判断で決定したところであります。

それから、もう一つ、義援金ばかりでなくて他の実績ということではありますが、これは北海道、災害が起きたときに当市では部長連絡会議をすぐ設置しまして、道のほうか

らいろいろな要請が入ってきます。一元管理をしていかなければ情報が混乱するというような対応もありましたので、道から求められる例えば公営住宅があいていないかとか、あるいは仮設住宅を建てる土地がないのだろうかとかというような、それから支援物資の対応につきましても当初は、各自治体でやられている部分もありますけれども、最初は団体支援が先ということで、道が自衛隊等を使って郵送するというルートしかありません。市町村独自で被災地と連絡とって輸送ルートという確保も考えられるのですが、支援物資については求める者、求められる者の中、要らないものまで、こちらは善意で送るのですけれども、向こう側ではやっぱり整理しにくいものとかといういろいろな状況がありましたので、市としての取り組みとしては4月1日から4月20日までの、北海道が3月28日から個人物資も受け付けますということで、各振興局で受け付ける情報が入ってきましたので、それに合わせて市も取り組んできたところであります。戻りますけれども、公営住宅関係については8戸、教員住宅については4戸、それから移住、定住のお試しハウスも使えますから2戸ということで、現在道のホームページに掲載している状況であります。ただ、照会はまだ今のところは、1件ほど仙台からあったのですけれども、入居等というところにはまだ至っていないのが1つであります。

市としての独自施策として、入居があれば1世帯に対して10万円の生活支援金ということで用意しておりますし、2人以上入ってこられるのであれば1人につき1万円ずつ加算していくという取り組みを今持っております。これらも北海道の被災地支援の中のホームページに砂川市の情報として出しているところであります。

以上でございます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

◎日程第19 議案第6号 議員の派遣について

○議長 東 英男君 日程第19、議案第6号 議員の派遣についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

増田吉章議員。

○増田吉章議員（登壇） ただいま上程されました議案第6号 議員の派遣についてご説明申し上げます。

地方自治法第100条第13項及び砂川市議会会議規則第156条の規定により、次のように議員を派遣するものであります。

適用範囲につきましては、記載の各種会議及び議員交流会に議員を派遣するもので、派遣する人員、期間及び費用は、その都度議長が議会費の予算の範囲内で決定するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長 東 英男君 ここで、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から所管事務の調査付託についてが提出されております。

お諮りします。

所管事務の調査付託についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、所管事務の調査付託についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 調査第1号 所管事務の調査付託について

○議長 東 英男君 調査第1号 所管事務の調査付託についてを議題とします。

本件については、2 常任委員会及び議会運営委員会からの申し出のとおり付託したいと

思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、2 常任委員会及び議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 東 英男君 続いて、総務文教委員長、社会経済委員長及び議会運営委員長から総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査が提出されております。

お諮りします。

総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査を日程に追加し、追加日程第4として一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、総務文教委員会継続審査、社会経済委員会継続審査及び議会運営委員会継続審査までを一括議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第4 継続第1号 総務文教委員会継続審査
継続第2号 社会経済委員会継続審査
継続第3号 議会運営委員会継続審査

○議長 東 英男君 継続第1号 総務文教委員会継続審査、継続第2号 社会経済委員会継続審査、継続第3号 議会運営委員会継続審査を一括議題といたします。

本件については、各委員会において審査及び調整中の事件について、会議規則第101条の規定により、お手元に配付したとおり委員の任期中において閉会中に継続審査の申し出であります。

各委員会からの申し出のとおり、委員の任期中において閉会中の継続審査に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で日程の全部を終了いたしました。

これで平成23年第2回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

第2回砂川市議会臨時議会におかれまして、各議員のご協力によりまして日程どおり終わりましたことを喜ばしく思います。本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後 2時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成23年5月9日

砂川市議会臨時議長

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員